

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

うきは市は、一級河川「筑後川」並びに同水系の「隈上川」「巨瀬川」の流域で、また、古くから農業用水路の開拓・普及が進んでおり、水害が生じる恐れがあるエリアである。

うきは市総合防災マップ 2019.8 によると、多くの事業者が立地する市街地域においては、80%を超える範囲で3mの洪水浸水想定区域となっている。

\* 当会の洪水浸水想定区域としては、本所0.5m、支所3m

(土砂災害：ハザードマップ)

うきは市総合防災マップ 2019.8 によると、当市の山間地区では、土砂災害警戒区域・特別警戒区域が設定されているが、直接被害が及ぶ事業所の立地は少なく、道路の寸断等の二次被害が想定されている。

(地震：J-SHIS)

当市では、今後30年以内に震度5以上の地震が発生する確率は44.2%、震度6以上は10.0%と想定されている。

(その他)

当市では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成24年7月と平成29年7月の九州北部豪雨では、建物・設備の浸水による大きな被害があり、当会が調査し判明しただけでも5億円弱の被害総額となっている。また、平成28年4月の熊本地震では、自社製品の直接被害や風評被害による二次被害が発生した。

当市は過去の数々の災害の復旧・復興経験により、災害リスクが減少傾向にあるものの、まだまだ災害リスクが大きい地域には変わらない。

併せて、当市は他地区からの移住・移転による創業が年々増加傾向にあり、既存事業者のみならず危機管理の周知対策を図る必要がある。

したがって、事業者の事業継続強化への支援策を早急に確立し、災害リスクに対応していく必要がある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 1, 185人 (経済センサスに独自データをプラス)
- ・ 小規模事業者数 969人 (経済センサス)

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工 業者	製造業	149	116	市内に広く分布
	建設業	159	126	市内に広く分布
	小売業	307	252	市街地に分布
	卸売業	58	48	市内に広く分布
	飲食・宿泊業	165	136	市街地に分布、筑後川沿いに多い
	サービス業	236	204	市内に広く分布
	その他	111	87	市内に広く分布

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

(会議)

- ・ 土砂災害対策会議 (平成21年以降毎年出水期前に実施) ※令和元年5月28日開催
- ・ うきは市防災会議 (毎年6月頃開催) ※令和元年6月4日開催

(研修)

- ・ 総合防災訓練の実施 (2年に1回隔年実施) ※平成30年5月27日開催
- ・ 自主防災組織代表者講習会 (平成30年から実施) ※令和元年10月24日開催

- ・防災講習会（自治協・行政区・各種団体を対象に毎年50件ほど実施）
- （計画）
- ・うきは市地域防災計画（平成18年6月策定）※平成26年6月豪雨災害を受け大幅改定、以降毎年見直しを実施
  - ・うきは市備蓄計画（平成26年策定）（平成31年3月改定）※発災から3日間を想定した自助・共助・公助による備蓄の在り方を定めたもの
  - ・うきは市業務継続計画（BCP計画）（平成29年5月策定）
  - ・うきは市避難所運営マニュアル（平成29年10月策定）
  - ・うきは市災害時受援計画（平成30年12月策定）
  - ・うきは市総合防災マップ（令和元年8月更新）
- （うきは市の今後の取り組み）
- ・全ての行政区において自主防災組織結成（現在158行政区のうち128行政区結成）
  - ・自主防災組織活動支援（訓練・講習会等の開催）
  - ・防災士育成（予定）

## 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知（令和元年11月ホームページにて）
- ・事業者BCP作成指導の実施（令和元年9月認定1件）
- ・三井プロテクト㈱（保険会社）と損害保険への加入促進企画調整（令和元年11月）
- ・非常用持出袋（懐中電灯、ラジオ、ポリタンク、軍手、ロープ）と防災備品（救急箱、スコップ等）の備蓄
- ・うきは市が実施する防災訓練への参加（数年に一度本所在職者のみ参加5名）

## II 課題

- ・地域防災計画で定めた緊急時の取組が漠然としており発災時に何をするのか不明
- ・協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ事前対策の必要性を周知する。  
\*セミナー開催 年2回
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間に発災時における被害情報報告のマニュアルを整備する。  
\*うきは市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）開催 年2回
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。  
\*うきは市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）開催 年2回
- ・保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員の育成  
\*勉強会開催 年2回、保険会社と共同で巡回指導（OJT）延べ指導員4名で、20件/年

### ◎成果目標

経営指導員4名で、一人当たり5件、計20件のBCP、事業継続力強化計画策定支援を行う。

## IV その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

**(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間** (令和2年4月1日～令和5年3月31日)

**(2) 事業継続力強化支援事業の内容**

- ・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

**<1. 事前の対策>**

**1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知**

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

**2) 商工会自身の事業継続計画の作成**

- ・ 当会は令和3年3月までに事業継続計画を策定予定。

**3) 関係団体等との連携**

- ・ 連携協定を結ぶ三井プロテクト㈱（保険会社）に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

**4) フォローアップ**

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ うきは市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。（年2回開催）

**5) 当該計画に係る訓練の実施**

- ・ 自然災害（マグニチュード5.0の地震）が発生したと仮定し、当市との連携ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

**<2. 災害後の対策>**

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

**1) 応急対策の実施可否の確認**

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

**2) 応急対策の方針の決定**

- ・ 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認が取れない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報はない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

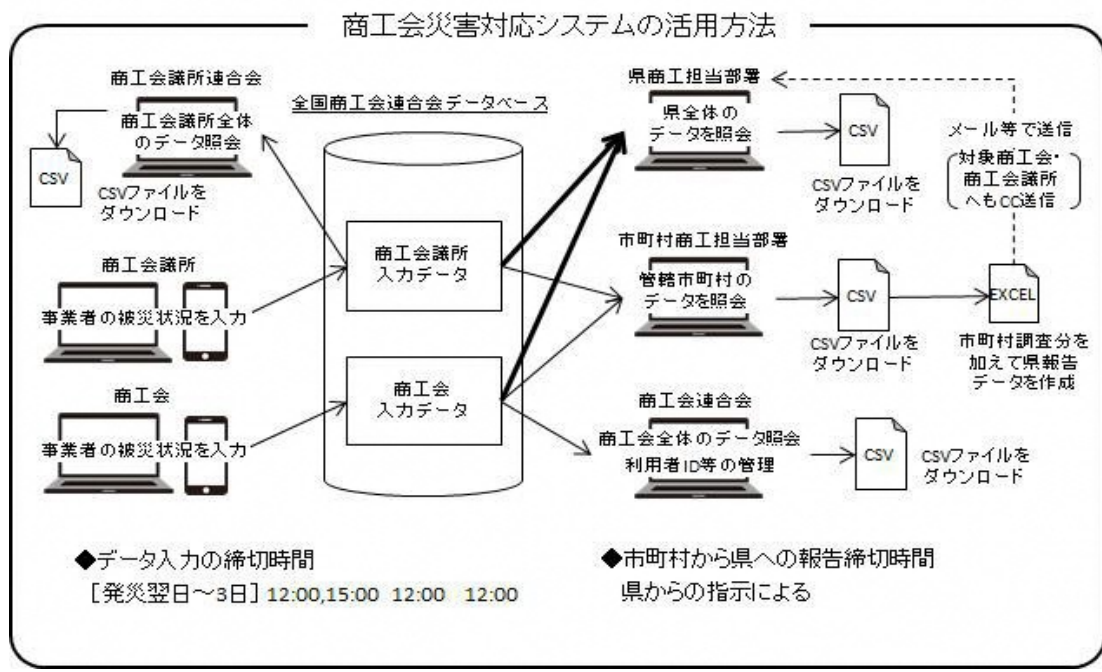
・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有
2週間～3週間	1日に1回共有
4週間～1ヶ月	1日に1回共有
1ヶ月以降	2日に1回共有

### <3. 発災時における連絡体制>

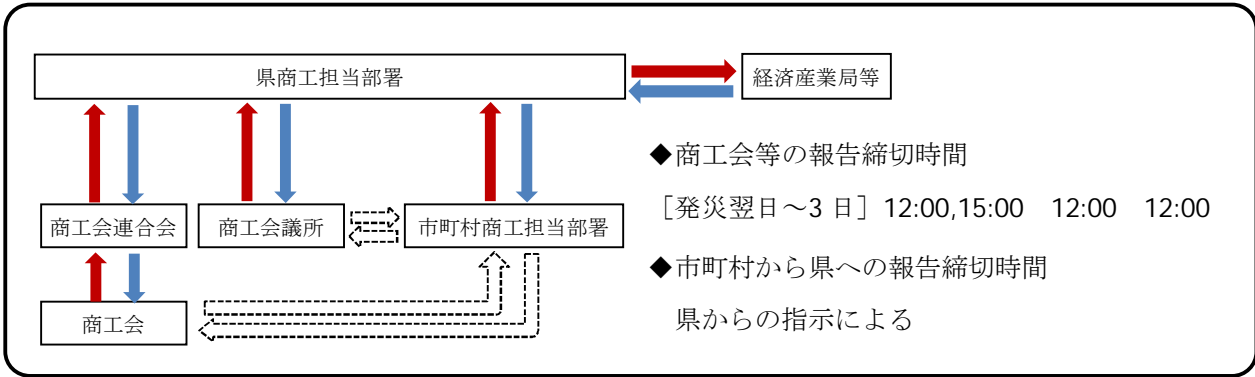
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、うきは市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メール又はFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

#### ①システム利用可能時



## ②システム不具合発生時

- 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

被害箇所		被害状況				区分 (業務の停止の有無)
所在地	商店室の場合は 商店室名	事業所名	業種	被害額	被害内容(建物、商品、資料、機械の破損など、計画的回復が可能なものを計して記載してください)	業務一時的停止に該当する場合は、この欄に「業務一時的停止(業務内容に支障をきたさない程度)」と記載し、業務再開の予定日(業務再開の予定がない場合は「業務再開の予定なし」と記載)を記載してください。
〇〇〇〇市〇〇区	—	〇〇〇製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。生産機が利用できない状況。	
〇〇〇〇市〇〇区	△△商店室	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
1						
2						
3						

※前記までに記載済みの箇所は削除せず、別添情報をご記入ください。 ※明細が足りない場合はコピーしてご利用ください。  
 ※既に記載済みの被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が明らかになった場合は、併せて御報告をお願いします。

### <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- 相談窓口の開設方法について、うきは市と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被害事業者施策(国や都道府県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

### <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

### <6. その他>

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

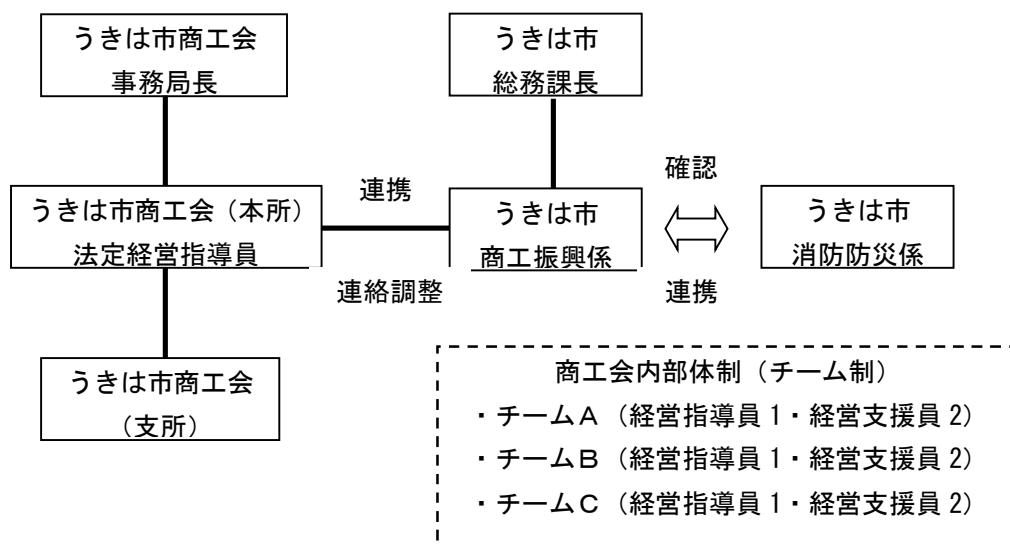
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和元年11月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 出利葉 和彦 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ (年間2回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

うきは市商工会 経営支援指導課

〒839-1401 福岡県うきは市浮羽町朝田 582-1

TEL : 0943-77-2239 FAX : 0943-77-7509

E-mail [ukihashi@shokokai.ne.jp](mailto:ukihashi@shokokai.ne.jp)

②関係市町村

うきは市 うきはブランド推進課 商工振興係

〒839-1401 福岡県うきは市浮羽町朝田 582-1

TEL : 0943-76-9095 E-mail [UC000503@city.ukiha.lg.jp](mailto:UC000503@city.ukiha.lg.jp)

(4) その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	年度	年度
必要な資金の額	457	457	457		
・ 専門家派遣	70	70	70		
・ セミナー開催費	162	162	162		
・ ポスター作製費	225	225	225		

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、事業収入、うきは市補助金、福岡県補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあっては、その代表者の氏名

うきは市商工会とうきは市は、以下の関係機関と連携して本事業を実施する。

三井プロテクト株式会社 代表取締役 横田隆志 福岡県福岡市城南区別府1-8-2  
当該地区担当者：南部地区事務所 代表（取締役本部長）金子政樹 福岡県うきは市吉井町730-8

連携して実施する事業の内容

### 1. 発災前の事業時

#### (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・三井プロテクト(株)と共に、巡回経営指導時の災害リスク並びにリスク軽減対策の説明を実施する。

#### (2) 関係団体等との連携

- ・三井プロテクト(株)より専門家を招き、会議・セミナー・相談会において、小規模事業者に対する損害保険の紹介等を行う。

### 2. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援時

- ・相談窓口（特別相談窓口含む）開設時に三井プロテクト(株)担当者が定期的に同席し、実態に合った損害保険等の紹介と手続きを行う。

連携して事業を実施する者の役割

### 1. 発災前の事業時

#### (1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

役割 個者の災害リスクに合った損害保険内容の紹介と提案

効果 専門家の分析による、より効果のある事前リスク軽減対策ができる

#### (2) 関係団体等との連携

役割 会議・セミナー・相談会において、損害保険の説明と事前対策の提案

効果 集団講習により多くの小規模事業者へ災害リスクと対策の普及啓発ができる

### 2. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援時

役割 実態に基づいた損害保険の提案と手続き

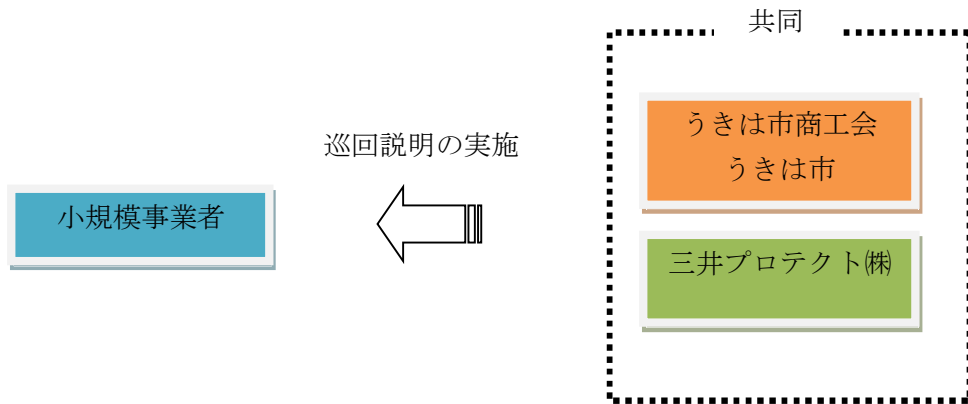
効果 迅速な事業の復旧と不安の解消ができる



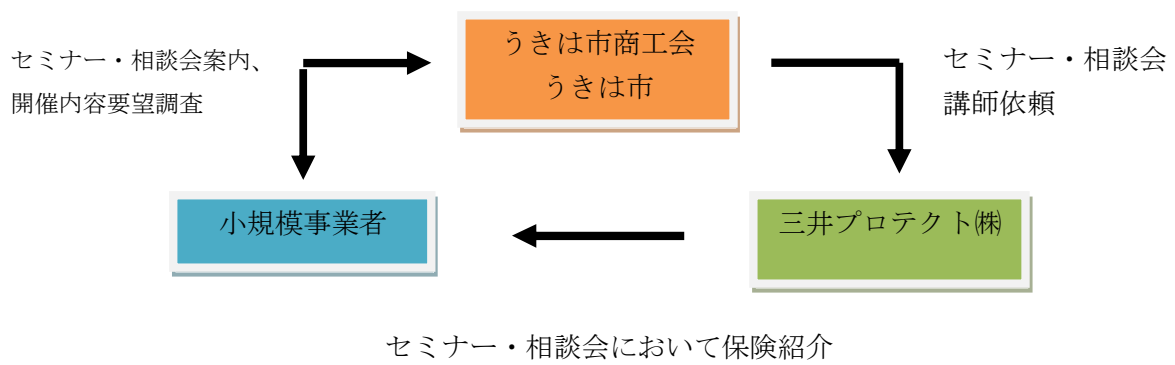
連携体制図等

1. 発災前の事業時

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知



(2) 関係団体等との連携



2. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援時

